



イエ～イリ パイプライン 家入

いえいり ときはる

家入 時治 赤穂市議会議員 6期

・総務文教委員会委員

まじめに こつこつ 一歩ずつ
誠実・堅実・着実

連絡先 〒678-0233 赤穂市加里屋中洲5丁目45-2 電話 090-4560-5427

【12～1月の市政・議会の主な動き】 今年も市政や地域のことなど、どうぞ家入時治をご活用ください!

1. 令和8年第1回臨時議会開催される

1/14(水)15:00 から第1回臨時議会が開催され、物価高による子育て世帯を支援する専決処分の報告等、また、全生活者を支援する「水道料金と下水道使用料を減免する」一般会計補正予算、水道事業会計補正予算及び下水道事業会計補正予算を、条例の改正では、林野火災の予防対策として「赤穂市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定」等について、審議し全議案承認・可決されました。

(1) 児童1人当たり2万円支給(専決処分)

費用1億1,880万円は全額国庫補助金を充当して支給されます。

(2) 全世帯の水道料金・下水道使用料の1期分免除

費用2億800万円は、1億9,800万円が国庫補助金、1,000万円は財政調整基金を活用します。

奇数月検針地域は1月検針分(2月請求分)、偶数月検針地域は2月検針分(3月請求分)が免除されます。

(3) 火入れの許可申請時、許可後及び火入れ中に、強風注意報もしくは乾燥注意報が発表され、または、林野火災に関する注意報もしくは火災警報が発令された場合は、許可しない。許可されていても火入れをしてはならない。火入れ中であった場合は直ちに消火しなければならない。

森林法に規定してある「火入れ」とは、森林の周囲1kmの範囲内にある土地で、利用上の目的をもって、その土地にある立木林、雑草、堆積物等を面的に焼却することとなっており、「焼き畑」等です。

市(農林水産課)への火入れ許可申請と消防署への届け出書の提出が必要です。

刈り取った草などを一か所に山積みして焼却する場合は、一般的に「野焼き」と呼ばれます。これは消防署への届け出が必要です。

火入れ、野焼きなどの時は、林野火災や家屋火災に広がらないよう、強風や空気の乾燥情報をしっかり把握しましょう!!

【12～1月の主な議員活動】 横断旗寄贈、平戸航太参議院議員国政報告、藤原紀香さんサプライズ

1. 連合西部地協が120本の横断旗寄贈

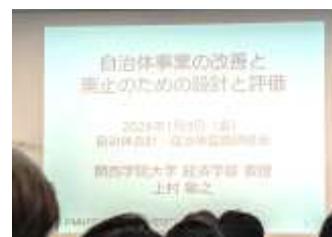
12/17(水)連合西部地域協議会のこくみん共済との取り組みから、赤穂市に可愛い横断旗を今年も120本寄贈されました。



庫旗開き、続いて電機連合兵庫地方協議会の旗開き・OB懇談会に出席し、赤穂市の状況について挨拶させてもらいました。

4. 自己研鑽、神戸での研修に参加

1/9(金)赤穂市は、市民病院の負債が増嵩するため、大変厳しい財政状況となる今、「自治体事業の改善と廃止のための設計と評価」等を受講しました。



2. 電機連合近畿Bの会議・研修に参加

12/21(日)大阪で開催された電機連合近畿ブロックの単組・支部三役会議・研修に参加しました。講演では石山アンジュ氏の「これからの社会の豊かさとは何か」(共有・共助・共創)について考えさせられました。



次に平戸航太参議院議員の国政報告を受講しました。

3. 連合、電機連合旗開きで挨拶

1/6(火)メリケンパークオリエンタルホテルにおいて、連合兵



5. 赤穂市「二十歳のつどい」で女優・藤原紀香さんがサプライズビデオレター

1/11(日)赤穂市二十歳のつどいが開催され、現在舞台「忠臣蔵」にりく役で出演中の藤原紀香さんからビデオレターが届きました。大学生時代の経験もまじえ暖かい激励のメッセージでした。

【12月の市民相談】 市民病院の中央病院への指定管理者制度で医師の確保、駐車場不足?など8件

飼い主のいない猫を増やさない活動をしています

～地域の皆様のご理解、ご協力が必要です～

- 飼い主のいない猫（のら猫）を減らし、猫をめぐるトラブルを防ぐには、猫に不妊去勢手術を施し、それ以上繁殖しないように地域猫として管理していくことが大切です。その活動を『TNR』と呼びます！

＊赤穂市では飼い主のいない猫の不妊去勢手術にかかる費用を助成しています。（詳しくは赤穂市のホームページまたは環境課へお問い合わせください）

Trap

野良猫を捕獲します。



Neuter

不妊手術をして、さくら耳にします。



Return

元の場所に戻します。



- エサやりさんは、エサをあげている猫の不妊去勢手術をしましょう！

＊捕獲のお手伝い、動物病院への送迎は、私たちボランティアがお手伝いします。

☆耳カットは不妊去勢手術済みの印です。



- 猫を棄てることや虐待は犯罪です。

（動物の愛護及び管理に関する法律より）

飼い主はその命終えるまで飼い続けましょう。

やむなく飼えなくなったときは、必ず次の飼い主をみつけてください。



赤穂の野良猫を地域猫にする会



✉ メール

ako.noraneke.chiikineko@gmail.com



🏠 ホームページ

<https://ako-noraneke-chiikineko.crayonsite.com>

📘 フェイスブック

<https://www.facebook.com/ako.noraneke.tnr>

📷 Instagram

https://www.instagram.com/aka_neko2022

